

## 第 163 回 : 仮想通貨について

仮想通貨の高騰で1億円以上の資産を築いた人が、「億り人」と呼ばれて話題になりました。短期間に大きな利益が生じるのは魅力ですが、税金が気になるところです。今回は仮想通貨の税金の仕組みをご説明させていただきます。

### 1. 仮想通貨とは

インターネット上の理論をもとに2009年以降、価値を持った電子データとしてネット送金や決済に使われています。

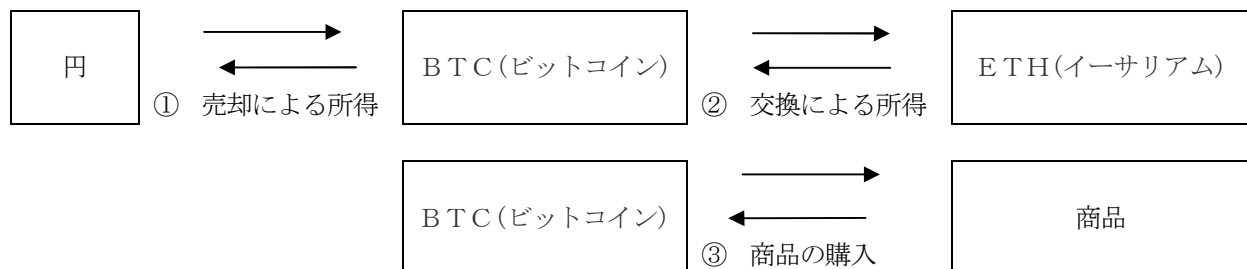
法定通貨の円やドルと交換できますが、紙幣や硬貨のような目に見える形では存在せず、国家の裏付けがありません。

電子データとして存在するため、不正防止のために暗号技術を用いて、ネット上の複数コンピュータで記録を共有・相互監視するブロックチェーンで管理されています。

このため仮想通貨は「デジタル通貨 (Digital currency)」「暗号通貨 (Crypto currency)」とよばれることもあります。

### 2. どんな時に税金がかかるの？

税金がかかるときは次の3つの場合です。仮想通貨を売却したときだけでなく、交換、決済のときにも税金がかかります。



#### ① 仮想通貨の売却

保有する仮想通貨を売却(日本円に換金)した場合、その売却価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

##### 【計算式】

所得金額 = 売却価額 - 取得価額

##### 【計算例】

購入 : 2,000,000 円で4ビットコインを購入

売却 : 0.2 ビットコインを110,000 円で売却

所得金額 = 売却価額 - 取得価額

10,000 円 = 110,000 円 - (2,000,000 円 ÷ 4BTC) × 0.2BTC

## ② 仮想通貨と仮想通貨の交換

BTC(ビットコイン)をETH(イーサリアム)に交換する等、保有する仮想通貨を他の仮想通貨を購入する際の決済に使用した場合、その使用時点での他の仮想通貨の時価(購入価額)と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

### 【計算式】

所得金額＝他の仮想通貨の時価(購入価額)－取得価額

### 【計算例】

購入：2,000,000円で4ビットコインを購入

他の仮想通貨を購入：他の通貨の時価600,000円の決済に1ビットコインを使用した

所得金額＝他の仮想通貨の時価(購入価額)－取得価額

100,000円＝600,000円－(2,000,000円÷4BTC)×1BTC

## ③ 仮想通貨で決済(商品の購入)

保有する仮想通貨を商品購入の際の決済に使用した場合、その使用時点での商品価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

### 【計算式】

所得金額＝商品価額－取得価額

### 【計算例】

購入：2,000,000円で4ビットコインを購入

商品購入：155,000円の商品購入に0.3ビットコインを支払った

所得金額＝商品価額－取得価額

5,000円＝155,000円－(2,000,000円÷4BTC)×0.3BTC

## 3. 所得税の計算

### ① 所得の区分

原則として、雑所得に区分され、給与所得、不動産所得等と合算して所得税を計算する総合課税になります。

仮想通貨の売買によって生計をたてていると明らかである場合は、事業所得として認められる場合もあります。(所法27、35、36)

### ② 損失が生じた場合

仮想通貨で生じた損失は、給与所得等の他の所得と損益通算することは出来ません。

### ③ 取得価額について

同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合の仮想通貨の取得価額の計算方法は、移動平均法を用います。ただし、継続適用を要件に、総平均法を用いることもできます。

仮想通貨の所得の計算は、取引が多い場合には、集計に時間を要します。節税のためにも今から準備が必要です。ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！

### 【ご参考】

(消費税の取り扱い)

消費税はかかりません。仮想通貨を譲渡した場合は、これまでは消費税法上の課税取引対象となっておりましたが、平成29年度税制改正により、平成29年7月1日以後の譲渡については、消費税が非課税取引になりました。